

第五編
古
代

第一章 飛鳥時代の南九州

第一節 飛鳥の朝廷と隼人

1 隼人の登場

飛鳥は、奈良盆地の南の端にあたる。この盆地は奈良県全体からみると、北部の三分の一ぐらいの広さで、南部の三分の二は「吉野」と呼ばれる山地、あるいは山間部である。それほど広くない盆地の南の一角に、古代の大王（のちの天皇）たちは各所に宮殿を構えて、政治の拠点にしていた。

この地域を「飛鳥」と書いて「あすか」と読ませることに、疑問をもったことはないであろうか。不思議な読ませ方である。現在、この地域の中心部は、奈良県高市郡明日香村に該当し、「明日香」の字があてられている。この表記は古くから使われており、「あすか」と読むことも一応は納得できる。では、なぜ「飛鳥」が「あすか」なのであろうか。

じつは、「飛鳥」は「明日香」にかかる枕詞で、「とぶとり」と読んだのである。『万葉集』（巻一、七八）から一例を挙げると、飛鳥の明日香の里をおきて去いなはば

君があたりは見えずかもあらむ

代
古
枕詞も、もとはそれにふさわしい意味があった。この地域には飛鳥

川という流れや苑池（庭園・池が発掘されている）などがあり、周辺には樹木もあつたから、鳥も多かったのであろう。

その飛鳥の地域に、七世紀後半に突如として隼人が姿を見せた。南九州の住民、隼人たちはどんな目的があつて、このような遠地にやつてきたのであろうか。『日本書紀』に、天武十一年（六八二）七月のこととして、つぎのような記事がある。

隼人多く来たる。方物を貢ぐ。是の日、大隅隼人・阿多隼人と朝廷で相撲す。大隅隼人勝つ。

この記事は、歴史書に南九州の住民が具体的に描写された最初である。これ以前にも、『古事記』や『日本書紀』に隼人のことが記述されることはあつた。しかし、それらの記述は事実とするには疑わしい例が多く、どこまで信じてよいか問題が少なくなかつた。ところが、この天武十一年七月の記事は信頼できるものである。

記事は短いながら、当時の南九州の住民がどのような状況にあつたかをかなり伝える内容である。彼らが遠路はるばる飛鳥の地にやつてきたのは、方物を貢ぐためであつた。方物とは地方の産物であり、それを飛鳥の天武天皇の朝廷に貢物として上納したのである。この事実は、南九州の歴史を考えるとき、きわめて重要である。

というのは、この時期には南九州地域の一部が飛鳥の政権に服属していたことを示しているからである。朝廷に貢ぎ物を上納したのは、そのような服属関係が成立していることの証であつた。また、隼人たちは大隅と阿多に区分されて呼ばれている。大隅隼人とは大隅半島に居住していた人々であり、阿多隼人とは「阿多」の地名が薩摩半島西部の方之瀬川下流域に残存することから、薩摩半島に居

住していた人々であろう。隼人を男・女の性別や年令で区分するのではなく、住んでいる地域で区分していたのである。

このように区分された両隼人は、朝廷（朝廷のこと）で相撲をしている。この相撲は、現在の相撲とは異なり、一種の芸能である。スモウの語源はスマイ、すなわち相撲すまいであり、神前で奉納する神事であった。神に相撲を奉納することによって、作物・獲物が豊かな年になるように、水に不自由しない年になるようにと願ったのである。また、芸能は本来神前への奉納から始まっている。そのようなことを考えると、隼人の相撲は新しい支配者を神に代わるものとして奉納の対象としたのであり、服属儀礼であったとみられる。ただし、この場合の相撲は、隼人たちが自らの意志で行ったものではなく、政権側から強制されたものであろう、とみることができそうである。

隼人たちが方物を貢物として差し出し、服属儀礼としての相撲を奉納したあと、隼人たちは朝廷からもてなしを受けたことが記されている（以下も、とくに断らない限り『日本書紀』の記述にもとづく）。その記事は、つぎのようなものである。

隼人らを明日香寺（飛鳥寺）の西で饗あえす。種々の樂を發す。仍よりて禄を賜うこと各差あり。道俗みちぞうことごとく見る。

すなわち、隼人たちが遠路はるばるやってきて貢物を献じ、相撲を奉納したことに對し、朝廷ではかれらへの慰労のため、飛鳥寺の西で饗きょう応し、禄（物品）を各々に応じて賜った。また、音楽・舞を奏した。この様子を僧侶も俗人も皆見ていた。というのである。

飛鳥の住民たち、官人（朝廷の役人）・僧侶・一般の老若男女に

とって、南九州の隼人は容貌・服装などが変わっており、奇異に見えたのであろうか。多くの人々が隼人たちが饗あえ応される様子を見物していたようである。その饗あえ応の場所、飛鳥寺の西とはどこらなのであろうか。

飛鳥寺の境内は、発掘調査の結果によると、東西二〇〇メートル、南北三〇〇メートルの広大さであり、飛鳥地域では最大級の敷地をもっていたことがわかった。その西側には飛鳥川が流れている。その飛鳥川と飛鳥寺の間、やや北寄りに水落遺跡・石神遺跡などが検出され、発掘調査されている。

水落遺跡は高い樓閣建物で、中大兄皇子（のちの天智天皇）が初めて造った漏刻台ろうこくたい、すなわち水時計であったことがほぼ認められた。斉明六年（六六〇）のことである。一階には漏刻の装置が、二階には鐘鼓を置いて時刻を知らせたようである。

その水落遺跡の北隣の石神遺跡が、さきに『日本書紀』に記されていた「明日香寺の西」にあたる場所とみられている。石神遺跡の地からは、すでに昭和十一年（一九三六）に石組溝や石敷が発見されていたから、一帯に建物や何らかの施設があったことは推測されていた。また、それ以前にも石造男女像や須弥山像といわれる仏教世界の中心にそびえる高山をかたどった石造物が見つかってもいた。

石神遺跡の本格的調査は昭和五六年（一九八一）から行われ、七世紀前半から藤原官期にいたる遺構・遺物が検出された。その結果、隼人や蝦夷えみしばかりでなく朝鮮半島などの外国使節に対する饗あえ宴の場であったことがわかってきた。隼人もここでもてなしを受けたことになるが、一帯は当時の最大寺院、飛鳥寺の伽藍がらんが近くにそびえ立

ち、漏刻台の建物、それに周辺には石造物や数棟の建物が配置されていることなどから、隼人たちが威圧する種々の建造物があり、景観の地であったことが想像できよう。

隼人たちがもてなしを受けた少し前には、多禰島（種子島）の人たちが、「飛鳥寺の西」で饗応されている。その場所も石神遺跡の地であろう。またこの頃には、掖玖（屋久島）・阿麻彌（奄美大島）の人たちにも禄を賜った記録があるので、その場所も石神遺跡の地であった可能性があるが、残念ながらその場所は明確には記されていない。

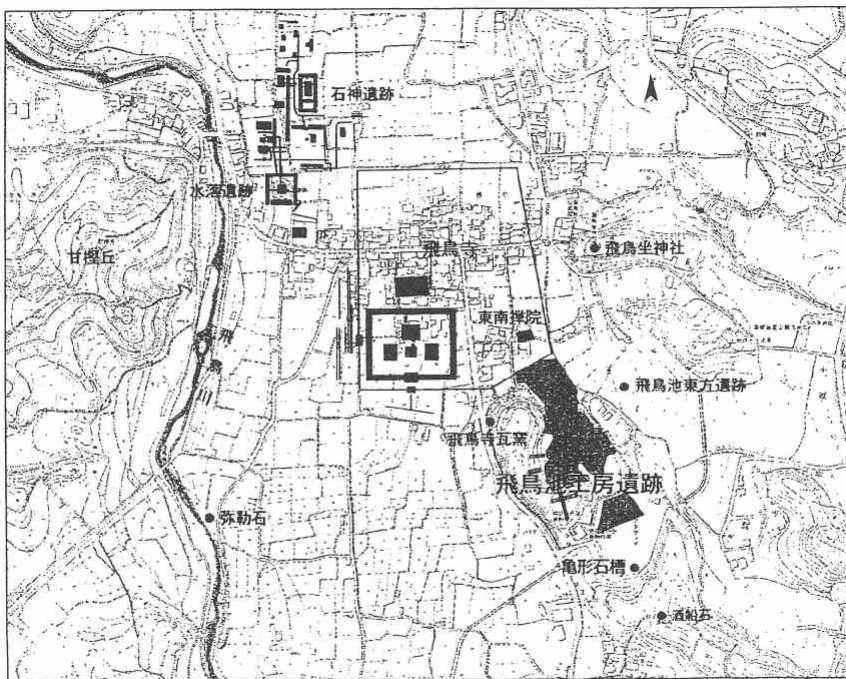
ところで、天武十一年七月に飛鳥の朝廷に貢物を上納した大隅隼人・阿多隼人のほかに、郡山町域に住んでいた古代人もいたのだろうか。もし加わっていたとすれば、阿多隼人の中の一部ということになる。阿多隼人は薩摩半島地域に住居していた隼人たちである。その居住域からすると、郡山町域は阿多隼人の北限に近いので、微妙な地域といえそうである。それでも、阿多隼人の一部として参加していたとすると、どのような方法・行程で大和・飛鳥まで行ったのだろうか。

まず、飛鳥の政権が隼人たちに求めた貢納物とはいったい何であろうか。それがいくらかわかる記録がある。それは持統三年（六八九）正月に筑紫大宰（のちの大宰府長官）を通じて、「隼人一百七十四人・布五十常・牛皮六枚・鹿皮五十枚」が献上されているからである。この記録によると、隼人が貢納したものは布・牛皮・鹿皮であり、天武朝の朝貢記録と大差ない時期であるから、その物品も類似のものであろう。布は、いまだ木綿のない時代であるから、麻布

である。牛皮・鹿皮は武具などの材料、あるいは筆先の材料（とくに鹿皮）などとして利用されたのであろう。

このような貢納物を背に担いで、また自分の食料も持って遠路を

飛鳥寺周辺遺跡地図



（奈良文化財研究所『飛鳥・藤原京展』図録より）

飛鳥へと向かったのである。おそらく陸路が大半であったとみられる。その行程は、ざっと四〇日と概算できる。その間、野宿と自炊の連続である。病人も出るし、ときに死者も出たことが推測できるが、そのようなことについては記録は何も語らない。隼人たちにとっては体力の限界を自覚しつつの苦闘の四〇日間で、飛鳥に到着したときは全員がなれば病人の状態であったとみられる。「服属」とか「朝貢」とか記される背後には、服属させられた者の辛苦と悲哀があつたことを想起したいものである。

天武朝から持統朝の六八〇〜九〇年代に、南九州本土の大隅・薩摩両半島の地域は、大和・飛鳥の政権に服属し、朝貢を何度か行つた。いっぽう、この時期になると、種子・屋久両島や奄美大島は政権の勢力圏に入り、いまだ服属にまではいたらないものの、だんだんとその方向に向かいつつあつたといえよう。ところが、南九州本土でも、両半島部より北側の地域には、強い豪族勢力が残存していたようである。その実態はこの時期の記録には記されていないが、八世紀に入ると、次第にその姿を現してくる。

南九州本土の豪族勢力と、その配下それぞれの隼人共同体の動向、及びその変容していく様子については、後節でとりあげることにする。

2 ヤマト王権と南九州

南九州本土の住民隼人たちの一部が、七世紀も末に近い天武朝に飛鳥の朝廷に朝貢していたことをとりあげ、この時期までに中央政

権との間に服属関係が成立していたらしいことを述べた。

しかし、それ以前の南九州の様子については、『古事記』『日本書紀』が記していることは少なく、くわしいことについてはわからないことが多い。それでも、南九州に古くから人々が住み、この地域で生活していたことは明らかであるから、わずかな文献資料と考古学的調査による発掘資料から、天武朝にいたるまでの様相を大まかにでも描き出してみたい。

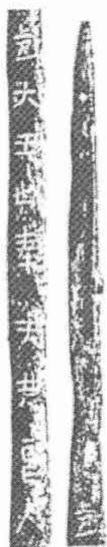
日本列島のほぼ中央にあたる近畿地方に、強大な勢力が成長して、他の地域の勢力をその配下に置くような体制ができてくるのは、五世紀頃とみられる。それがヤマト王権である。いまだ「大和」という表記はなく、しいていえば「倭」のほうが適しているが、「倭」もヤマトと訓よまれていたので、かな書きでしばらくは記したい。また、「王権」とは、のちの「政権」のように統治組織が整っていない段階の、権力者とその周辺のグループから成る集団である。

中国の歴史書『宋書』の日本列島を記した部分「倭国伝」に、五世紀初めから約一世紀の間に、讚・珍・済・興・武という倭の五王が存在し、あいついで中国（南朝）に朝貢したことが記されている。五王は、当時「大王」と表記された、のちの天皇のことで、応神・仁徳・履中・反正・允恭・安康・雄略のうちの五人にあたりとみられている。なかでも、武雄略とすることにほとんど異論はない。その武は、宋の順帝の昇明二年（四七八）に上表文を上呈し、自分の祖先が、「東は毛人（蝦夷のことか）を征すること五十五回、西は衆夷（九州の人々か）を服すること六十六回」などと書き送っている。これによると、武の数代前に大王権力が日本列島の東・西に伸

張したことになるう。

その東・西とはどのあたりであろうか。それを示す好資料として、埼玉県稻荷山古墳から出土した鉄剣と、熊本県江田船山古墳出土の鉄刀がある。両者ともに刀剣身に文字が刻まれている。その文字には共通してワカタケル「大王」と読める部分がある。ワカタケルは大王雄略(Ⅱ武)の別名であり、また前者には「辛亥年」(四七一年)の年記もある。とすると、この二つの刀剣は大王雄略と深く結びついていた者の遺物ということになるう。東・西の両古墳の被葬者は大王雄略の勢力下にあつた豪族とみると、大王の勢力は東は埼玉県、西は熊本県の地域に及んでいたことになる。それが五世紀のおおまかな状況である。

したがって、五世紀の段階では南九州はいまだヤマト王権の勢力下にはなかつたといえそうである。そのことを示すもう一つの手がかりがある。それは、六世紀前半(五二七年)に筑紫国造磐井がヤマト王権に対して反乱を起こしているからである。有力豪族であつ



江田船山古墳鉄刀

た磐井の本拠地は、その墓の所在する福岡県八女市(岩戸山古墳)一帯とみられる。この反乱は一年半後にヤマト王権によって鎮圧された。したがって、九州北部では五世紀後半までにヤマト王権の勢力下に入っていた豪族もあれば、六世紀前半になつても反ヤマト王権の性格を露わにする豪族もいたのである。このような状況からみても、南九州の諸豪族がこの時期にはヤマト王権の勢力下になつたことは、ほぼ明らかであろう。

磐井が反乱を起こした原因は、磐井が朝鮮半島の新羅と結んで、ヤマト王権の新羅征討軍をさそぎつたことにあるといわれている。また、国造とは中央政権から任命された地方官のことで、多くの地方豪族が国造になっている。このような国造制のあり方からすると、中央政権はその組織化が進み、地方にまで政治体制を伸張させようとしたのが六世紀前半の情勢とみられる。したがって、ここでは六世紀以後はヤマト王権から大和政権へ移行したとみて、以後「大和政権」を中央政権の名称として用いることにする。といつても、「大和」の表記は厳密には八世紀半ば以後であるから、この表記を先行させて用いることを一応は断っておきたい。なお、朝廷とは政権の中核の政庁を意味するので、ときに「大和朝廷」の語を用いることもある。

ヤマト王権が政治組織を整えて大和政権へ進展した時期、すなわち六世紀以後、それから七世紀半ば過ぎまでの南九州の動向については、よくわからないというのが実情である。『古事記』『日本書紀』などの文献が南九州について記すことは、ほとんどない。したがって、考古学の調査・発掘によってしか知ることはできない。このこ

るまでには、南九州に前方後円墳などの高塚古墳の築造も波及して
くる。また、南九州独自の墓制とされる地下式板石積石室墓・地下
式横穴墓などが各地に造られている。その様相については前章でと
りあげた。

七世紀半ば過ぎまでの南九州の状況は、文献ではよくわからない
のであるが、その間に中央では政治・社会に変動があった。その変
動が、七世紀末近くになると南九州にも及んでくるようになる。そ
の点では、中央での政治・社会の動きにも目を向けておかねばなら
ない。

大和政権は、その中心となる大王家と、中央の有力豪族によつて
成立していた。有力豪族のなかでも代表格は大臣・大連に任じられ
て勢力を振るつた。大臣では蘇我氏、大連では大伴・物部両氏など
である。とりわけ蘇我氏の勢力は強大で、大伴・物部両氏はその後
衰えたり滅びたりして、大連の地位は空白になり、大臣蘇我氏が政
権を独占するまでになった。蘇我馬子・蝦夷・入鹿三代の時代は、
その全盛期であった。

このような蘇我氏の政治独占に、強い不満を抱いたのが大王家の
中大兄皇子と中臣鎌足（のちの藤原鎌足）であった。二人は大化元
年（六四五）六月、ついに飛鳥板蓋宮で入鹿を殺害した。それを知つ
た父の蝦夷は自分の邸宅に火を放つて自殺した。ここに蘇我氏の本
家は滅びたのである。入鹿が殺害された飛鳥板蓋宮は、飛鳥寺の南
に位置し、その遺構は発掘、保存されている。

その後、孝徳大王が即位し、中大兄皇子は皇太子となつて新政府
による国政改革に乗り出した。その新政府では、中大兄皇子が中心

となり、中臣鎌足が内臣うちつのおみとなつて皇子を補佐する体制がとられた。
はじめて「大化」という年号が立てられ、都を難波なにわ（大阪市）に移
した。

新政府は、大化二年（六四六）正月に、四ヶ条から成る改新の詔を
発した。そこでは、皇族・豪族による土地・人民支配体制をやめて、
国家の所有にするという公地・公民制が基本になっている。また、
地方の行政区画を定め、中央集権的政治体制をつくることや、
班田收授の法を行うことなどが示されており、新しい中央集権国家
が構想されていた。これら一連の改革を大化の改新とよんでいる。

大化の改新は、その内容からみて短期間で行えるものではなかつ
た。中大兄皇子（即位して天智天皇）はその実現に努めたが、朝鮮
半島で百済が新羅に滅ぼされると、天智二年（六六三）に百済復興
のため出兵（白村江の戦い）して敗れ、天武元年（六七二）には皇
位継承をめぐる壬申の乱がおこるなど、内外での事件に対処す
ることに追われた。その結果、改新事業が軌道に乗り出したのは、
天武大王（天皇）が即位して数年後からであった。この天武朝頃か
ら、大王から天皇へ、倭から日本へと天皇号・国号も改められてお
り、改新の詔で示された諸事業遂行への意欲が明確になってくる。
そのような過程を見てみると、天武朝に隼人が朝貢するようになって
きた、その歴史的背景も浮かび上がってくるであろう。天武天皇は、
南九州本土ばかりでなく、種子島・屋久島・奄美諸島をも視野に入
れて、その領域化を計っていたのである。

【参考文献】

中村明蔵『南九州古代ロマン』丸山学芸図書、一九九一年

第二節 仏教の伝来

1 隼人の分断支配

天武朝から始まった隼人の朝貢は、大和政権への服属を確実にするかのようになり、それ以後も一定の間隔を置いて行われた。政権の所在地と隼人の居住地南九州とは遠く離れているため、政権側は隼人が反意を抱くことを警戒していたのである。

そのいつぼうで、朝廷は隼人の勢力を分断して、その弱体化を計る政策をとったことが知られる。というのは、政権の所在地、大和周辺の畿内（現在の近畿地方にほぼ当たる）各地に隼人が居住した痕跡が見出せるからである。南九州の隼人の一部を畿内各地に強制移住させたのである。この移住には、隼人勢力の分断の他に、もう一つの目的があったようである。それは、隼人特有の呪力（まじないの力）をもって、朝廷及びその周辺部を守護させることである。

隼人は吠声（犬の吠え声に似た発声）によって、目に見えない邪霊・邪気を祓うことができると信じられていたからである。『万葉集』には「隼人の名に負ふ夜声……」（巻十一、二四九七）の一首がある。「名に負う夜声」とは、有名な吠声が夜発せられていたようである。また、『古事記』『日本書紀』などの神話の中にも、隼人の吠声がりあげられており、その神話では犬の吠え声に似た隼人の吠声（天の皇の身辺を守る呪力として用いられている）。

このような二つの目的を考えると、隼人が朝廷の所在地やその周辺部に移住させられた理由が理解できよう。なお、八世紀の律令制

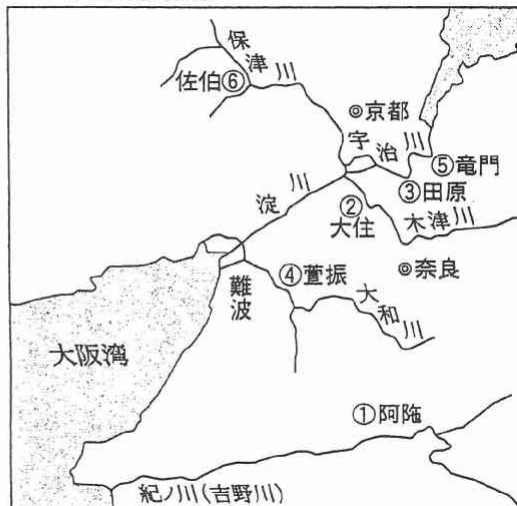
の組織内でも、これら畿内隼人の一部は、宮門を守護する衛門府配下の隼人司に属し、朝廷の守護役を務めていた。

隼人は、しばしば日本列島北東部に居住していた蝦夷と並記・並称される。両者は列島の辺境に住む蛮人であり、夷人であるとされていた。しかし、両者への朝廷の対応をみると、蝦夷とは違って隼人には二面性が見

出される。蝦夷も移住させられ（俘囚といわれる）、各地に分布しているが、畿内にその痕跡は稀薄である。それに対し隼人移住地は畿内に集中し、朝廷に奉仕する役割を負わされていたことである。

隼人の一部が畿内に強制移住させられたことから、南九州にそのまま住み続けた隼人（本土隼人とよぶ）と、移住させられ

隼人の移住地



- ① 大和国宇智郡阿波郷（現在、奈良県五條市）
- ② 山城国綴喜郡大住郷（現在、京都府京田辺市）
- ③ 山城国綴喜郡宇治田原郷（現在、京都府綴喜郡宇治田原町）
- ④ 河内国若江郡菅振保（現在、大阪府八尾市）
- ⑤ 近江国栗太郡菟門（現在、滋賀県大津市）
- ⑥ 丹波国桑田郡佐伯郷（現在、京都府亀岡市）

て畿内各地に住むようになった隼人（畿内隼人）とに区分されるようになったが、畿内隼人にも「大隅（大住）」「阿多」を名乗る人々がいたことから、大隅隼人・阿多隼人両者ともに移住は強制されたことが推定できる。また、隼人を大隅・阿多に区分するのは天武朝にみられることから、移住の時期もその後と一応は考えられている。しかし、それ以前にも南九州と畿内との交流が認められるので、さらに早い時期に移住した人々がいたことを否定することはできない。このような動きを考えると、現在の郡山町域に居住していた人々の一部が、畿内に移り住んだ可能性もある。

地図で示した畿内隼人の移住地の一つに、現在の奈良県の五條市がある。この地の歴史研究会の人々は、このような南九州との結び付きを調べ、現地の古代遺跡や伝承の中に南九州とのつながりを探求している。また、南九州の古代や隼人についての理解を深めようとして、鹿児島にも足を運んでいる。移住地のもう一つ、現在の京都府京田辺市では、毎年一〇月中旬に古代隼人の芸能「隼人舞」を演じる行事が続けられてもいる。実は、この地に住んでいた隼人のものとみられる計帳（歴名帳）という徴税台帳らしい文書が正倉院文書の中に伝えられている。そこには「隼人」「隼人国公」などを氏の名とする者が八一名、他に「大住忌寸」を氏姓とする二名もいる。大住Ⅱ大隅で、おそらく大隅隼人の系譜をひく者であろう。このように、南九州ばかりでなく畿内でも隼人は現代に生き続けているのである。

2 仏教の弘布

大和政権は、南九州の隼人を統治するために、その一部を畿内に移住させて勢力を分断する方策をとったが、そのいっぽうで、仏教による強化も図っていた。『日本書紀』によると、持統六年（六九二）のこととして、つぎのように記されている。

筑紫大宰河内王等に詔して曰く、宜しく沙門を大隅と阿多に遣はして仏教を伝ふべし。

すなわち、大宰府の前身である筑紫大宰、その長官（率はのちに「帥」の字を用いる）の河内王に天皇が命令して、沙門（僧侶）を大隅・阿多両隼人の地に派遣して、仏教を伝えよというのである。

このときには、仏像も送らせていることが後続の記事からわかる。精神面からの隼人の順化・懐柔を計ったのである。この三年前には、蝦夷に対しても同じような記事があるので、辺境の民への共通した政策の一環とみてよい。ただ、隼人に対しては筑紫大宰を通じてそれが行われていることに注目したい。筑紫大宰（大宰府）は中央政権の隼人に対する諸施策を現地に臨んで実行する役割を負わされていることで、その役割はこの時期から以後、基本的に変わらない。

このとき派遣された僧侶が、南九州のどの場所で、どのような活動をしたのか、また仏像はその後どうなったか、知りたいところであるが、それらはいまだ明らかでない。日本史では仏教の伝来は欽明大王の頃の五三八年とされている。ところが、それが南九州に伝わったのは、それより一五〇年以上経った時であった。日本史上

で語られることが、そのまま私たちの住む南九州にあてはまらない一例であるが、日本列島内の地域差や歴史的時間差は常に意識しておかねばならないことである。

なお、前節で隼人が飛鳥の都に朝貢したことをとりあげたが、その飛鳥には当時最大の寺院として飛鳥寺があったから、隼人たちの一部は飛鳥の地で仏教世界の一端はすでにかいま見ていたのであった。その仏教は、日本列島古来のカミ信仰（のちの神道）と異なり、信仰対象が仏像によつて具現されていたばかりでなく、巨大建造物（寺院建築）や多彩な美術・工芸、それに文字（経典）を伴っていたから、教義などは容易に理解されなくても、視覚的には物珍しく、驚きと衝動を与えることが少なからずあったとみられる。南九州の隼人たちも、この地域に仏教が弘布するにつれて、そのような異質世界にやがて目を見張ることになろう。

南九州本土の南、種子島・屋久島・奄美諸島の人々も天武朝には飛鳥の都に姿を見せていたが、その後も大和政権はこの地域の領域化に積極的であった。文武二年（六九八）には、南島覓国使が派遣されている。覓国とは、国を覓める意であるから、政権はこの地域をまさに領域にしようとして計画していたのであった。その成果でもあろう、翌文武三年にはこれまでの種子島・屋久島・奄美大島に加えて、徳之島（度感島と表記される）が来朝し、方物を貢納している。方物の貢納は、服属関係を前提に行っていると考えれば、大和政権の勢力は、南島でも浸透しつつあったようである。

第二章 薩摩国の成立と隼人の動向

第一節 薩摩国の成立

1 唱東国から薩摩国へ

八世紀にはいると、古代政治は大きく展開した。その発端となったのは大宝元年（七〇二）に大宝律令が完成し、律令政治の仕組みが整ったことである。律令とは法律のことで、律は刑法にあたり、令は行政法を中心とした国家統治の基本的諸法である。大化の改新の詔で示された骨格が、五十数年の年月を経て、ここに実施に向けて大きく踏み出したともいえる。

この律令によつて中央に二官（太政官・神祇官）と八省（中務省他の七省）などが設置され、地方は七道の行政区に分かれ、その下に国・郡・里（のち郷と改称）が設けられ、それぞれ国司・郡司・里長が置かれた。また、西海道（九州）には外交・国防の必要から特に大宰府が置かれ、大宰府は西海道を総監することにもなったので、朝廷の九州出張所のような役割も担うことになった。

このようにして律令国家の体制ができあがると、南九州にもその制度の適用が計られることになった。国・郡・里の設置が計画され、大宰府がその実施にあたったのである。それまでにも地方には国が置かれ、律令制に向けての行政区分が進行していた。そのなかで南九州は広域にわたつて「日向国」とされていた。のちの日向・大隅・薩摩三国の地域が日向国に包括されていたのである。したがって、

南九州における当初の課題は、日向国からの薩摩国の分立、ついで大隅国の分立であった。

国が分立すると、そこに中央から国司が派遣され、その国司は多種に渡る負担(税)を住民に課し、その徴収を重要任務の一つにしていたから、住民がそれに抵抗することが十分に予測された。

『続日本紀』(『日本書紀』に続く歴史書)によると、大宰府は住民の抵抗に備えて、武器(弓)を集めていたことがわかる。大宝二年(七〇二)二月に甲斐国(山梨県)から「梓弓五百張」、同年三月に信濃国(長野県)から「梓弓一千廿張」の計一五二〇張の弓が大宰府に送られている。梓の木でつくった弓は強力といわれている。それから五ヶ月後には、

つぎのような記事がある。
 薩摩・多櫛、化を隔てて命に逆らふ。是において兵を發して征討す。遂に戸を校し、吏を置く。

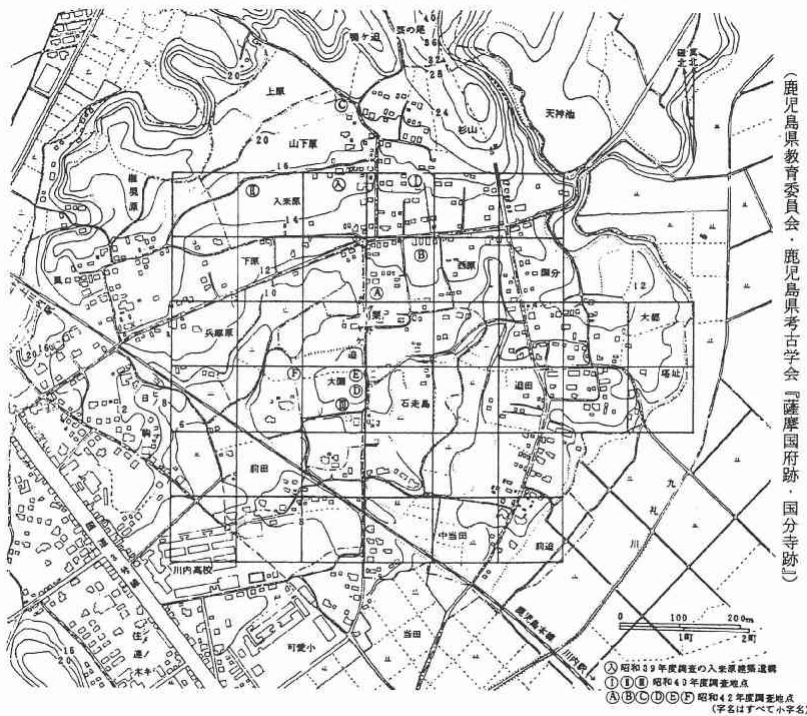
この記事は、時間をおいての三つの出来事をまとめて記したものである。すなわち、まず薩摩と種子島(屋久島も含むか)が朝廷の教化に応ぜず、命令に逆らっている。そ



大宰府史跡の中心部・政庁跡(発掘調査前)

こで兵を出して征討した。その結果、戸を調べ(戸籍を作成し)、国司を置くことになった、というのである。この時点で薩摩国は成り立したのである。

ところが、それから二ヶ月後の大宝二年一〇月の記事によると、「唱更国」として、その注に「今の薩摩国也」とある。ということ



薩摩国府跡

は、建国当初は唱更国といわれていたことになり、その後に薩摩国と改められたのである。唱更国と呼ばれたのは、史料上からは七年以内で、早ければ数年以内の改称であったともみられる。唱更とは中国の制度で、辺境を守る兵役であり、防人に類似した制であったとみられる。とすれば、薩摩国として定着する間はそのような兵士によって守られるという実態があったのであろう。

このようにみえてくると、薩摩国の建国当初は周辺諸国からの派兵によって、国庁のある国府一帯は守られていたことになるが、そのような派兵は、具体的には大宰府によって計画され、実行に移されたとみられる。

薩摩国の国府は高城郡、いまの薩摩川内市に置かれた。その遺構は昭和三九年（一九六四）以後の三次にわたる調査によって、かなり明らかにされている。それによると、国府は一边六町四方（一町は約一〇九竈）の方形で小都市が形成され、その中央部の二町四方に国庁（国衙）があったとされている。しかし、その推定には問題も残されている。というのは、制約された一〇地点ばかりの調査であり、それらから六町四方のプランが確実に想定できるかということと、八世紀前期の遺物がほとんど検出されていない状況があるからである。九州各地の国府・国庁調査では、しばしばそれらの国内数ヶ所にわたる移動が指摘されている。このことからしても、建国当初の薩摩国府についても別の箇所での設置を想定して、さらに調査の必要があろう。

薩摩国に続いて大隅国が分立したのは、和銅六年（七一三）四月のことであった。『続日本紀』には、つぎのような記事がある。

日向国の肝坏（肝属）・贈於・大隅・始羅四郡を割いて、はじめ大隅国を置く。

この記事は、簡潔にして明快である。すなわち、日向国から四郡を分割して、大隅国は成立したのであった。その四郡の名称も明記されている。薩摩国が成立した記事は、そのあたりの具体的な記述がなく、曖昧な点があった。したがって、この大隅国分立の記事から、薩摩国分立の際の事情も推定しなければならない。

大隅国の成立も容易に進行したわけではなく、住民の抵抗があったことが、そのすぐあとに「戦陣有功者千二百八十余人に勲位が授けられた記事があることから推察できる。この叙勲者数からみると、かなり大規模な住民の抵抗があったようである。

また、和銅七年（七一四）の記事によると、「隼人昏荒にして、野心にしていまだ憲法（朝廷の法令）に習はず、よって豊前国の人二百戸を移して、相勸導せしむ」とある。意識すると、隼人たちは暗く荒れて、朝廷の法令にも従わないので、豊前国（大分・福岡両県）から二〇〇戸の人民を移住させて、指導させることにした、というのである。二〇〇戸は、当時の制度からして（五〇戸＝一里）、四里（郷）分にあたり、また当時の大家族構成では一戸は二〇～二十五人の家族となるから、二〇〇戸は四～五千人にのぼる。これだけの人員が大挙して大隅国へ移住したのである。

かれらはどのあたりに移住したのであろうか。おそらくは、大隅国府の周辺、桑原郡（現在の国分市・始良郡一帯）を中心とした地域であろう。それは、移住民は国府を守護して律令政治が大隅国に浸透するように助力する任務を負わされていたとみられるからであ

る。そのいっぽうで、南九州の住民隼人たちに農耕や諸技術を指導したものとみられる。律令国家は、農業生産にその基盤を置いていたから、人民は農耕を中心に機織りなどの諸技術を身につけることが必要条件となっていた。

このような大隅国成立当初の状況から、薩摩国の成立当初の状況も改めて考えてみなければならぬ。すると、新しい一面が見えてくる。というのは、薩摩国の国府のあった高城郡には、つぎのような郷名が記録されているからである。

高城郡―合志・飽田・鬱木・宇土・新多・託萬

このような高城郡六郷のうち、合志・飽田・宇土・託萬の四郷の名称は、そのまま肥後国の四郡の名称であり、その四郡から各一郷分ずつの人々が薩摩国の国府周辺に移住させられた、その結果によるとみられる。四郷は二〇〇戸にあたり、その戸数も大隅国の場合と同じである。したがって、薩摩国も建国当初は、肥後国から住民が移され、国府の守護や農耕・諸技術の指導にあたったのであった。

日向国から分立した薩摩・大隅両国には、どのような郡・里(郷)があつたのであろうか。全国(畿内・七道)の国名・郡名・郷名を記録した史料に『和名類聚抄』(『和名抄』と略す)がある。ところが、その成立は承平年中(九三一―九三八)で、両国の成立から二世紀以上も後の時期のものである。それでも、これ以前にさかのぼる詳細な郡・郷名記録の一覧史料が残存していないので、『和名抄』をもとにして推測するしかないのが現状である。その『和名抄』記載の薩摩・大隅両国の郡・郷名は以下の通りである。

薩摩国(一三郡三五郷)

出水郡―山内・勢度・借家・大家・國形
高城郡―合志・飽田・鬱木・宇土・新多・託萬
薩摩郡―避石・幡利・日置
甌島郡―管管・甌島
日置郡―富多・納薩・合良

伊祚郡―利納
阿多郡―鷹屋・田水・葛例・阿多

河邊郡―川上・稻積

穎娃郡―開聞・穎娃

揖宿郡―揖宿

給黎郡―給黎

谿山郡―谷上・久佐

甌島郡―都萬・在次・安薩

大隅國(八郡三七郷)

菱刈郡―羽野・亡野・大水・菱刈

桑原郡―大原・大分・豊國・答西・稻積・廣田・桑善・

仲川國府中津川三字

贈啖郡―葛例・志摩學開・阿氣・方後・人野

大隅郡―人野・大隅・謂列・始臈・禰覆・大阿・岐刀

始羅郡―野裏・串伎・鹿屋・岐刀

肝属郡―桑原・鷹屋・川上・鷹麻

馭謨郡―膜賢・信有

熊毛郡―熊毛・幸毛・阿枚有郷三

(旧、多櫛嶋)

薩摩国は一三郡三五郷、大隅国は八郡三七郷である。ただし、大隅国の末尾二郡、馭謨郡と熊毛郡は天長元年（八二四）までは多櫛嶋と呼ばれて、一国として独立していたが、大隅国に併合された地域である。多櫛嶋は種子島（熊毛郡）と屋久島（馭謨郡）などで構成され、対外的要地として嶋制がしかれていた（壱岐・対馬両嶋も同じ）。したがって、本来の大隅国は本土の六郡である。それでも、成立当初の四郡からすると二郡増加している。

薩摩国はどうであろうか。

郡山町域が属する薩摩国は、成立当初から一三郡であった可能性が高い。というのは、後節でとりあげる『薩摩国正税帳』^{しやうぜいちょう}で一三郡であったことが確かめられるからである。『薩摩国正税帳』は天平八年（七三六）の現状を記したものであり、薩摩国の成立から三〇年余りしか経っていない。成立からその間には、特に大きな変動も認められず、郡区編成に異動はなかったと推測できるからである。ただ、郡の下に属する郷（里）には変化があったとみてよいであろう。というのは、律令制では一郷＝五〇戸の原則があったから、時の経過とともに戸数が増加するのが自然の成り行きである。

それにしても、郡数において薩摩国と大隅国ではどうしてこのような格差が生じたのであろうか。そこには、同じ隼人国とされながらも、薩摩国と大隅国ではその成立基盤となる歴史的背景の諸要素において違いがあったことが指摘できそうである。その主要なものを挙げてみよう。

まず、両国のそれぞれの地域では、豪族勢力のあり方が異なっていたとみられる。薩摩国と大隅国では郡数では大差があっても、郡

下の郷数の総計は薩摩国が三五郷、大隅国が三二郷（多櫛嶋の五郷を除く）であるから、さほどの差はない。となると、薩摩国には小規模郡が多かった、という結論が容易に出てこよう。その通りで、薩摩国には一郷一郡の例が三郡も存在している。その郡の役人、郡司には地域の豪族が任命されるのが通例となっている。そう考えると、薩摩には小豪族が多かった、といえそうである。

つぎに、薩摩国と大隅国では、その生業に差異があった。ごく大まかにいえば、薩摩国では海に依存する生業地域が多く、大隅国では山や丘陵地に依存する生業地域が多い。そのような生業の違いが豪族や信仰のあり方にも影響しているとみられる。それは中央政権に対する抵抗の強さにも表れている。薩摩国の中央政権に対する抵抗は、概して小規模で短期間に終わっている。ところが、大隅国の抵抗は大規模で長期化する傾向がある。

2 薩摩国日置郡と郡山町域

薩摩国一三郡の郡名一覧とその配置図を見てみよう。まず気づくことは、北部の出水・高城二郡と川内川以南の一一郡の規模が異なることである。北部二郡は郷数が多く、南部二郡は郷数が少ない。北部と南部で一郡あたりの郷数の平均を出してみると、北部は五・五郷、南部は二・二郷となり、その違いが明らかである。そこには両地域の歴史的背景が浮き出ている。

というのは、出水郡域には五世紀頃から肥後の勢力が南下しており、肥後系の古墳（高塚古墳）が各地に造られていた。また、高城

郡には、先に述べたように肥後国から計画的に住民が移住させられており、この二郡は肥後との関係が深い地域である。したがって南部の一一郡とは異なる歴史的背景をもっており、それが郷数の多さにも表出しているようである。

いっぽう、南部の一一郡は在地の隼人の居住地で、小勢力が分在していたが、その小勢力がそのまま各郡を構成したようである。この一一郡の住民が、八世紀になると「薩摩隼人」と呼ばれるようになった。七世紀までの阿多隼人の用語は消え、薩摩隼人に代わったのである。大隅国の住民には、それまでの大隅隼人の呼称が八世紀以後も続けて用いられている。

郡山町域は、薩摩国南部一一郡のうちの日置郡に属していたから、薩摩隼人の居住地である。その日置郡には三郷があった。富多郷・納薩郷・合良郷である。しかし、この三郷の古代の読み方は伝わっていないので、ふりがなを付けた読み方は仮のものである。将来、根拠のある読み方が出てきたら、変更される可能性もある。この三郷のなかで、郡山町域がどの郷に該当するのか、いまのところ明らかではない。それでも「郡山」の地名からすると、郡の役所である郡家が所在した可能性がある。しかし現在のところそれに相当するような遺構や遺物は検出されていないので、今後の調査・発掘に期待するところが大きい。

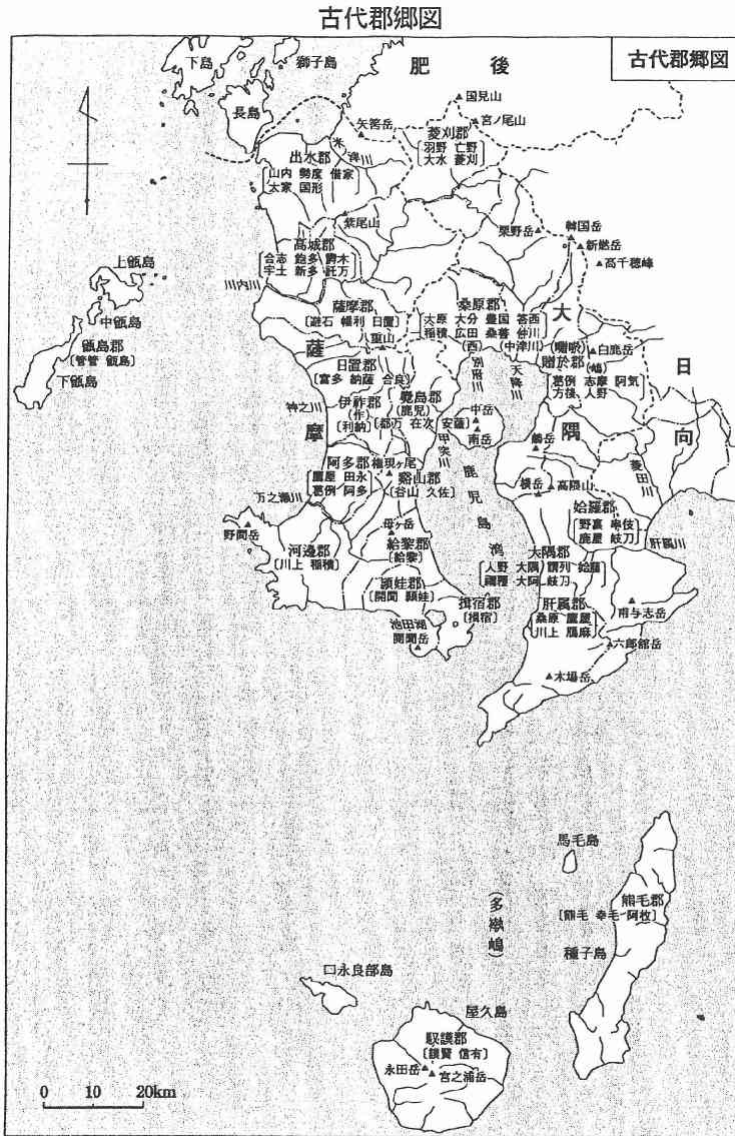
つぎに、郡名の「日置」について考えてみたい。日置の地名は、全国に広く分布しており、ヒオキのほかヒキ・ヘキなどの読み方がある。古代の郷名・神社名・人名（氏の名など）などに用いられている。郷名では、大和・伊勢・尾張・能登・越後・丹波・丹後・

因幡・周防・長門などの諸国にあり、九州では肥後国玉名郡にあり、薩摩国でも薩摩郡にある。また、日置神社も近江・尾張・信濃・若狭・加賀・越中・但馬などの諸国にある。さらに人名として大和・山城・摂津・和泉・志摩・尾張・出雲・周防・讃岐などの諸国に見出せる。郷名と神社名、人名には地域的重なりも多いが、九州では神社名・人名は見出せない。

そのような「日置」の名には、何か共通するものがあるのであるうか。それに手がかりを与えるのは神社の存在であろう。神社の性格から、そこに存在する信仰の一つの傾向が見出せる。それは、日の神信仰である。太陽を神として祀ったとみられるが、しばしばもう一つの信仰も見出せる。それは水の神の信仰である。日と水はどのように関連づけられるのであろうか。じつは、日と水は農耕に不可欠の二要素であることに気づく。日と水は植物・作物の生育に重要であるが、日照りが続くとそれらは枯れ、洪水になると流されてしまう。したがって、両者は適度に必要であり、多すぎても少なすぎても人々に災害をもたらすものである。とすると、両者は信仰として一体のもので、表裏をなす信仰である。そのような信仰が郷名・神社名・人名に広くその痕跡をとどめたものであろう。

郡山町域が日置郡に属することは、この郡域にそのような農耕神信仰が広まっていたことを示しているとみられる。また、隣接する薩摩郡にも日置郷が存在することは、この信仰が広域にわたっていたことの表れであろう。

このように考えてきて、あらためて「郡山」の地名について、もう少し検討してみたい。先に、郡山の地名が日置郡の郡家か、郡の



『角川日本地名大辞典・鹿児島県』にもとづく。原図は筆者による

要地に基づく可能性を述べたが、郡の「山」とは、神が天降る山の在を意味すると思われる。山から日は昇り、山に沈む。また、山は水の源である。そのような山が在るところ、そこが郡山であろう。とすると、一帯は日置郡の宗教的要地であり、そこはまた郡家とさほど離れていない場所でもあろう。郡山町域にある四周の山のすべてか、特定のいくつかの山か。郡山に住む住民はそれにふさわしい山をどこに求めるのであろうか。

第二節 薩摩国への律令制施行

1 六年相替の朝貢と班田制

薩摩国が成立し、国府・国庁が設置されると、その国庁に中央から派遣された国守くにかみ以下の役人(国司)は律令制に基づく人民支配をめざした。その基本となる施策は、郷(里)ごとの人民台帳を作成し、それに基づいて課税し、それを確実に徴収することであった。

そのためには、まず戸籍を整備する必要があった。戸籍は戸ごとに人民を掌握し、戸主とその家族の氏名・性別・年令・続柄などを記載した。この造籍作業は六年ごとに繰り返され、その間の異動(出生・死亡など)を確認することになっていた。

その戸籍に基づいて、六歳以上の男女に一定額の口分田くぶんでんが支給されることになっていた。その基準額は、男子に二段(二段は三六〇歩ぶ、約一・七町)、女子はその三分の二であったが、

それぞれの地域の事情によって広狭があった。このような制度を班田収授法（班田制）というが、人民はこの制度によって最低限の生活を保障されるいっぽうで、国家に対して租・調・庸などの重い負担（税）を負うことになる。

租は口分田を主とする収穫から、その三割程度の稲を納めるもので、地方の国（薩摩・大隅など）に蓄えられ、その国の経費にあてられた。地方の国の財源になるものには、租の他に出挙による利息があった。出挙とは、春に国家が人民に稲を貸し付け、秋に利息とともに徴収したもので、その利息は令制では五割とされていた。また、雑徭は国司の命令によって、国内の水利・土木工事、国庁の雑用に奉仕する労役であった。このほか、成年男子（正丁）三〜四人に一人の割合で兵士にも徴発された。

これら一連の律令的施策を薩摩国で適用しようとすると、

人民の負担（税）の主なもの

区分	正丁 (21~60歳の男子)	次丁（老丁） (61~65歳の男子)	中男（少丁） (17~20歳男子)
租	田1段につき稲2束2把（収穫の約3%にあたる。田地にかかる租税）		
調	絹・緇・糸・布など郷土の産物の一種を一定量	正丁の1/2	正丁の1/4
庸	都の労役（歳役）10日に換え布2丈6尺（約8疋）	正丁の1/2	
雑徭	地方での公役60日以下	正丁の1/2	正丁の1/4

具体的にどのような順序で事態が推移するのであろうか。

まず、戸籍を作成し、口分田を班給することが基本的施策であろうが、現実にはこれが容易なことではなかったようである。戸籍の作成は、大宝二年（七〇二）の国制施行の際に、「戸を校し吏を置く」とあるから、国司（吏）の着任とほぼ同時に戸口（戸と家族）の調査は始まったとみられる。

ところが、それから三〇年近く経った天平二年（七三〇）三月になつて、『続日本紀』につきのような記事がある。

大隅・薩摩両国の百姓、国を建ててより以来、いまだかつて田を班たず。その有するところの田、悉く是れ墾田（略）

これは、大宰府が中央政府に言上した報告の一部である。この報告によると、班田制を強行すると、「おそらく喧訴多からん」と述べている。したがって中央政府もその強行を断念して、「旧に随いて動かさず」と、従来のままの墾田による耕作を容認している。

この天平二年の記事から、当時の薩摩国の状況を推察すると、一つは戸籍の作成については問題になつていないことである。ということは、戸籍は既に作成済みで、班田に備えられていたとみられる。他の一つは、班田を施行するためには人民所有の田地を没収（収公）して、公地として班給しなければならないのであるが、その田地が十分になつたことである。すなわち、田地は一部の人々が墾田として所有し、耕作しているが、それは狭小であつたから、収公しても班田できるほどではなかつたことである。したがって、墾田を強制収用して班田を強行すれば「喧訴」が多発することは、目に見えて明らかであつた。

この班田制の適用をめぐる問題点を検討すると、薩摩ばかりでなく、南九州の地域性が浮上してくる。とりわけ田地に不向きな地形と地質である。火山噴出物、なかでもシラスは各所に台地状地形を形成し、その地質は保水力が弱く無機質で稲作には適さない。そのような地形・地質の地域に稲作が強制されても、それを拡大させることは容易でない。

中央政権は、その政権が所在する畿内中心の価値観、稲を核としてすべてを律する尺度をもって、南九州にも当てはめようとするのであったが、それは短期間で転換できるものではなかった。二世紀の現在でも、鹿児島県の耕地は畑地が水田の二倍になっている。歴史的に長期間にわたって水田化事業は推進されてきたが、それでもいまだにこの程度である。

薩摩・大隅両国が成立した八世紀の中央政権は、全国を律令という法律をもって均一的に支配する、いわゆる律令国家体制をめざしていたから、南九州の地域性に配慮することなく、畿内中心の価値観を薩摩・大隅両国にも押しつけてきたのであった。両国への班田制適用も、その施策の一環であり、大宰府を通して強力に要請してきたとみられる。しかし、現地の実状がいくらでもわかっている大宰府は、その要請に対して先のような報告をしたのであろう。

それでも、中央政権は両国への班田制適用を迫り、両国の住人である隼人たちに、定期的朝貢を課していた。六年相替そうたいの朝貢である。六年ごとに、数百人の隼人たちは貢物をもって約四〇日間の行程を上京し、都で雑役に従事するのである。そして、六年後につきの朝貢者が上京すると交替し、ようやく解放されて帰郷の途についた。

その間、留守家族は「父母老疾」「妻子单貧」の状況であった、と大宰府は言上している（『続日本紀』）。

六年相替の朝貢は断続的に史料に見えるが、養老七年（七二三）の相替では、「大隅・薩摩二国隼人等六百廿四人朝貢」とあり、特に朝貢者の数が多い。これは、養老四年から五年にかけての隼人の抗戦に対する懲罰的朝貢として指令されたとの見方もできる。しかし、六年相替の本来の目的は、班田の早期実現にあったようである。というのは、延暦一九年（八〇〇）一月に、ようやく「大隅・薩摩両国の百姓の墾田を収めて、すなわち口分を授く」とあって、両国に班田制が採用されると、その翌年には隼人の朝貢が停止されていることから知ることができる。

ここまで見届けると、六年相替の隼人の朝貢が全国的には六年ごとにも実施されていた班田と深く関わっていたことがわかる。ここにいたって、隼人は班田制のもとにある人民（公民）として、一応は容認されることになったのである。

このようにして、両国に班田制は採用されたのであったが、その採用は全国的にみると一世紀、あるいはそれ以上に遅延したことになる。また、両国人民に基準通りに田地を班給できたのであろうか。田地が不足していたことからすると、畑地がかなり含まれており、それも劣悪な土地ではなかったか、など疑問が少なからずある。それを裏付けるように、班田制採用以後の史料には、蝗害こうがい・風害や諸税免除の記事が散見するようになる。

2 「薩摩国正税帳」から見る

「薩摩国正税帳」は、奈良・正倉院に伝存している古文書の一部である。天平八年（七三六）度の薩摩国の収支決算書がたまたま残っていたものであるが、欠損部分もあり完全ではない。それでも他の歴史書などには見られない記録が多くあつて、当時の薩摩国の実情を知る好史料といえるものである。そのなかから、いくつかの興味ある事柄について述べてみよう。

まず、収入（在庫）の部をみると、稻・粟・塩・酒・糲（乾飯・干飯）などがある。その中で、当時の主要な財源となる穀物では稲の数量が多いことは当然であるが、粟の比率が高いことが注目される。知ることのできる他の諸国では稲に対する粟の比率はせいぜい数割であるが、薩摩国では約一六割から三一割にもなっている。この状況からみても、耕地にかなりの畑地があつたことが推定できるし、その一部では焼畑が利用されていた可能性も大きいと考えられる。前節で述べた班田制導入が遅延した現象の一面が、ここにも見出されるようである。

つぎに、薩摩国では天平期に僧侶が常住し、仏教行事が行われていた。また、春秋に孔子を祭る積奠も行われていた。仏教行事では「当国僧」一人が正月一四日には金光明最勝王經などの護国経を読むのが恒例となっており、国分寺創建以前に仏教が浸透しつつあつたことが知られる。いっぽう積奠には、「国司以下学生以上」の七二人が参加していた。ここに学生の存在が確認できることから、薩

摩に国学（学校）があつたことも知ることが出来る。国学では郡司の子弟が教育を受けていたとみられるので、日置郡の郡司の子弟も国府に遊学していた可能性が大きい。その子弟を通じて八世紀には

儒教が郡域にも次第に広まりつつあつたことも考えられよう。

つぎに、正税帳によると、遣唐使第二船に稻・酒を供給している。遣唐使船は九州西岸を往来するので、ときに薩摩国の近海を通り、食糧などの補給を求めることがあつたのであろう。

このときの遣唐使船は、三年前の天平五年（七三三）五月に派遣された四隻のなかの一船で、副使中臣名代以下約一五〇人が乗船していた。『続日本紀』によると、その第二船は天平八年八月に帰朝しているの、その数ヶ月前に薩摩に寄航したものとみられる。いうまでもなく帰路の途上であつた。この寄航で供給された稲は七五束六把（後代の一石五斗余）、酒は六斗八升（同二斗七升余）であつた。これだけの稲・酒が供給できるのは国庁であろうから、遣唐使船は川内川の河口付近に停泊し、小型船で国庁から搬入されたことが推測できる。とすると、ある期間は停泊していたのであろう。その間に乗船者は休息も兼ねて上陸し、国府とその周辺を散策したの

穀振量定粟穀 肆伯叁拾陸斛
定實叁伯玖拾柒斛貳斗玖
類稻叁萬肆仟陸伯柒束捌把拾
類粟叁仟叁伯貳拾伍束陸把

「薩摩国正税帳」粟の記載箇所

ではなからうか。

じつは、この第二船には天竺(インド)僧菩提・林邑(ベトナム・タイの一带)僧仏哲・中国僧道璿らが乗っていた。彼らはのちに東大寺大仏開眼会(七五二年)で、それぞれ重要な役割を果たすことになる。その他にも唐人の皇甫東朝・皇甫昇女、波斯(ペルシア)人李密翳らも乗船していたから、このような多彩な人物たちが薩摩国府に姿を見せたとする、一時的にしる国府の内外は国際色あふれる様相を呈したのではないかと想像される。

薩摩国に日本列島以外の人が出てきたといえ、一六世紀半ばのフランシスコ・ザビエルなどがまず浮かんでくるであろう。それ以前ということになれば、中国あるいは朝鮮半島からの渡来者ではなからうか。ところが、すでに八世紀には中国人の他、インド・東南アジアの人がやってきていたし、遠くはペルシア、今のイランの人が足跡を残していたことが、ほぼ想定できるのである。

ついでに記すと、同じ八世紀の天平勝宝五年(七五三)には唐僧鑑真が坊津町秋目に来航している。鑑真は日本への渡航を決意してから五度も渡海に失敗し、六度目にしてようやく念願を果たしたのであった。そのときにも遣唐使船の帰途の船便が利用されていた。鑑真は五度目の渡海に失敗し、漂流した労苦から失明したのであったが、それでも初志を曲げず来日し、日本仏教の発展に貢献したことで知られている。

第三章 平安時代への推移

第一節 律令国家体制の挫折

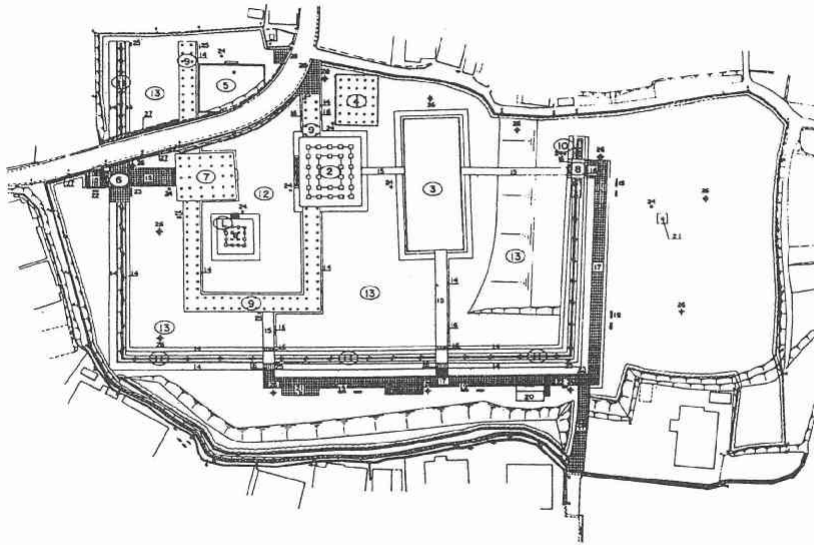
1 国分寺経営と財政難

律令国家は中央集権国家体制をとったから、その支配領域内を画的に支配しようとした。それを端的に示すのは、班田制の全国的適用であり、稲作の強制である。その班田制は南九州の地形・地質には不適合で、その導入が容易でなかったことは前章までに述べた通りである。

全国六十余国は大国・上国・中国・下国の四等級に区分されていた。この四等級区分が何によっているのかは厳密には明らかでないが、各国の財政規模が一つの拠り所になっていたらしいことは推定できる。西海道(九州)では、大国として肥後、上国として筑前・筑後・豊前・豊後・肥前、中国として日向・大隅・薩摩、下国として老岐・対馬(他に多櫛嶋も下国であったとみられる)が、それぞれ格付けされていた。

ところで、天平一七年(七四五)に諸国出挙すいこの正税を論定しやうぜいしている。これは、各国が一定の正税を人民に貸し出し(出挙)、その利稲(利率は五割、のち三割)でその国の必要経費をまかなうもので、論定稲といわれるものである。薩摩及び大隅二国の論定稲の額は具体的には不明であるが、他の例からして公廩稲とほぼ同額とみられ

薩摩国分寺跡



凡 例		
番号	名 称	数量
1	地 跡	1
2	金 堂 跡	1
3	講 堂 跡	1
4	金堂北階付物置	1
5	西金堂跡	1
6	西門跡	1
7	中門跡	1
8	北門跡	1
9	回廊跡	1
10	雑地埋元	11
11	雑地跡	226.5m
12	回廊内庭	1
13	回廊外庭	1
14	水 池 跡	1
15	園 路	1
16	石 橋	10
17	園 路	1
18	櫓 段	1
19	ベンチ	8基
20	便 所	1
21	水 飲 場	2
22	廣 名 石	2
23	金持案内図	2ヶ所
24	各部説明板	8 *
25	施設標示板	7 *
26	照 明 灯	12基
27	外 柵	94.5m
28	車 上	14本

(川内教育委員会報告書より)

ている。公廨稲は、同じ天平一七年に論定稲とは別に定められたもので、各国は定額の公廨稲を出挙し、論定稲出挙の欠損を補填する

とともに、国司の給与にあてるものであった。

その公廨稲は、大国四〇万束・上国三〇万束・中国二〇万束・下国一〇万束であった。ところが、薩摩・大隅二国は中国でありながら「各四万束」であった。下国一〇万束の半分にも満たない額であった。いまだ班田も実施できない天平期の南九州二国の実状が、ここに露呈している。

このような薩摩国の財政状況は、これより少し前の天平一三年(七四一)に出された国分寺建立の詔への対応にも反映している。

国分寺は聖武天皇が国土安穩と五穀豊穡を祈り、国ごとに金光明天王護国之寺(国分僧寺)・法華滅罪之寺(国分尼寺)の建立を命じたことに始まる。その前年には藤原広嗣が大宰府を拠点に反乱を起こし、西海道(九州)を中心に不安定な情勢が続いていたから、仏教による鎮護国家の願望が高まっていたことも一因であろう。

ところが、薩摩国では(大隅国でも)すぐにそれに応じて国分二寺が建立された形跡はない。八世紀末にいたっても、国分寺が存在したことを明確に示す史料は見出せない。薩摩国分寺跡の発掘調査によっても、早くても八世紀末頃の建立とみられている。文献史料で、国分寺が確認できるのは『弘仁式』である。『弘仁式』は養老律令の施行細則で、弘仁一一年(八二〇)に成立している。それによると、薩摩国分寺は肥後国から稻二万束の支援を受けて経営されている。なお、大隅国分寺は日向国から同量の支援を受けていたこともわかる。このようにして、南九州二国の国分寺はようやくその存在が認められるので、その建立は八二〇年以前であったことだけはわかる。

それからおよそ一世紀を経て成立した『延喜式』^{えんぎしき}になると(九二七年)、二国ともに国分寺経営費(各二万束)を自前でまかなっている。しかし、中国としての二国の財政規模は、同じ中国の日向国の約半分程度であったから、一〇世紀にいたっても財政が好転したとは、簡単には言えない状況であった。

2 京田遺跡と条里制

平成二三年(二〇〇一)二月、薩摩川内市中郷町の京田遺跡^{きょうたんでん}から墨書のある木製品が出土した。九州新幹線工事の事前調査によるものであった。遺跡の場所は薩摩国分寺跡の北東に隣接するが、その国分寺はかつての薩摩国府の東に位置していたことからみると、薩摩国の中心地に近い。

木製品は長さ約四〇^{センチ}、四面をもつ棒状で一面の幅は約三^{センチ}、地面に突き立てた杭として転用された状態が、その形状から推察できた。棒状四面に墨書があり、その一面に「嘉祥三年(八五〇)」^{かしょう}などの記載が読みとれたが、判読不明の文字が多いため、鹿児島県埋蔵文化財センターは当時の奈良国立文化財研究所に解読を依頼した。研究所で、赤外線テレビカメラを使用し、斜光線も利用しての解読を試みたところ、判読不明文字を残しながらも、次のような文字が記されていることが読みとれた。なお、墨書木簡の出土は鹿児島県では最初の例である。南九州では宮崎県で数点の木簡出土例があるが、文字は判読不明という。

遺跡地一帯は、木製品が保存される条件に適した低湿地であった

木簡積文

(正面一行目)

告知諸田刀^(赤)□等 勘取□田^二段^九条三^一里一^會□□

(左側面・二行目)

右件 水田□□□□□□□□□□□□□□□□

(裏面・三行目)

嘉祥三年三月十四日 大領薩麻公

(右側面・四行目)

擬少領

(「京田遺跡」鹿児島県立埋蔵文化財発掘調査報告書81)

から、その下層から弥生時代の木製鋤^{すき}・鍬、高床倉庫の建築資材の一部なども出土している。

ところで、この四〇字足らずの判読文字から、九世紀半ばを主にした古代南九州の様相をどのように読み明かすことができるであろうか。いくつかの問題点を指摘してみよう。

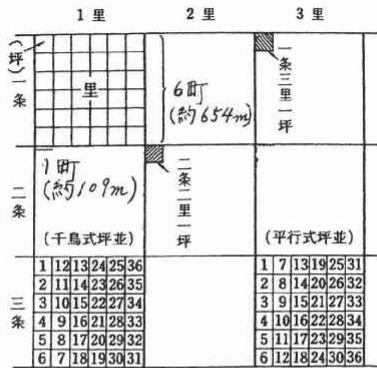
まず、この木簡出土地は国府所在郡の薩摩国高城郡域である。ところが、木簡に記されていた大領(郡の長官)は「薩麻公」^{さくまのみ}であり、高城郡とは川内川を挟んで南側に位置する薩摩郡を主基盤とする豪族である。この木簡は当初、杭として利用されていたが、その利用地点と木簡としての再利用地点が遠く離れていなかったとすると、高城郡の大領が「薩麻公」であったことになり、国府所在郡といえども在地豪族を重用して郡司に任命したことが認められ、中央政権

の在地豪族懐柔策として受けとめることができる。その間に、大宰府が介在したことはない。

つぎに、木簡には「九条三里」「水田」などの語句が記されていた。条里制では、田地を各六町（約六五〇段）四方に区画し、一辺を一条・二条；、他辺を一里・二里；とよび、田地の所在を何条何里で示す。その各六町四方（一里という）をさらに細分することによって、男・女それぞれに支給する面積相応の区画を造出し、口分田として班給することになる。薩摩と大隅の二国には延暦一九年（八〇〇）に班田制が導入されたが（前述）、その文献記事がこの木簡の出土によって実証されたことになる。なお、国府所在の高城郡には、肥後国からの移民が行われた八世紀の早い時期に班田制が実施された可能性がある。条里による田地区画も八世紀には定着

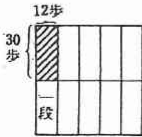
条里制

〔条里坪付〕

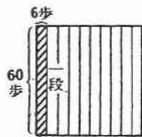


〔坪地割〕

半折形（色紙形）



長地形（短冊形）



していたことが想定される。

京田遺跡の一带は、台地の多い南九州のなかでは低地にあり、周辺の小字名にも板牟田・角牟田・郷牟田・大牟田・蛭牟田などが分布しており、湿田（牟田）を示す地名が多い。したがって、早い時期から水田として開発されていたのであろう。遺跡の下層から弥生時代の木製農具・建造物などの遺物が検出されてもいるので、一帯では弥生時代から平安時代前期にいたるまで長期にわたって水田が存続していたとみるのが可能である。その点では、南九州の中では水田適地として好条件に恵まれていた地域であったといえる。

ところで、この木簡はどのような目的で使用されたのであろうか。

不明文字の多い木簡の内容について、少しでも解釈を試みてみたい。一行目は、郡領が田刀祢（在地の有力者）らに、九条三里にある二段の田地の勘取（差し押さえること）を告知しているのであろう。二行目は、その理由とみられるが、あまりにも不明文字が多すぎる。それでも中間あたりに「息」と読めそうな文字があるので、ある行為をやメヨと言っているのではないだろうか。とすると、当時の高城郡の郡領が「田刀祢」らに公田とみられる「水田」における実力行使をやめさせようとして、「九条三里」の「二段」の田地を「勘取」することを「告知」しているのではなからうか。また、日付の「三月一四日」は、田植えが近い時期にあたっていることから、それ以前に決着させようとしているようである。

班田制と条里制の関係は、必ずしも密着したものとはいえないであろうが、九世紀に条里制が認められれば班田制がそれにともなっていた可能性は大きい。条里制は一般的には郡単位の施行であった

から、郡山町域ばかりでなく日置郡域でその存在が確認できれば、班田制導入の具体的様相を知る手がかりとなる。郡域内でその検出が待たれるところである。

第二節 隼人司と神話

1 隼人の呪力

隼人司はすのつかさという官司(役所)が律令制統治組織の一端に存在したことは、南九州の隼人の歴史を考える上で重要である。隼人と対比される人々に、日本列島北東部に居住していた蝦夷えみしがある。しかし、蝦夷には隼人司に対応する官司はなく、隼人が蝦夷と対比・並称されながらも特異な存在としての一面がそこに見出される。その特異性のいくつかを指摘してみたい。

まず、政権は隼人の一部を畿内に移住させていたが、その畿内隼人を中心に隼人司に隷属させていた。それらの隼人を朝廷は大儀とされる重要な儀式、元日・即位・大嘗会だいじょうえなどに参加させている。そのような大儀における隼人の役割をみると、隼人のもつ呪力じゆりよく(まじないの力)に期待するところがあつたのである。すなわち、大儀に参列する官人たちが儀式場に入る際に、隼人が吠声はいせい(犬の吠え声)を発して清めることになつていた。吠声は隼人の呪力を發揮する有力なものとして認められていたようである。それに関連して、天皇が行幸こうこうするときには隼人がお供をすることになつていたが、行列が道路の曲がり角・山・川など邪霊のひそみやすい場所にさしかかると、

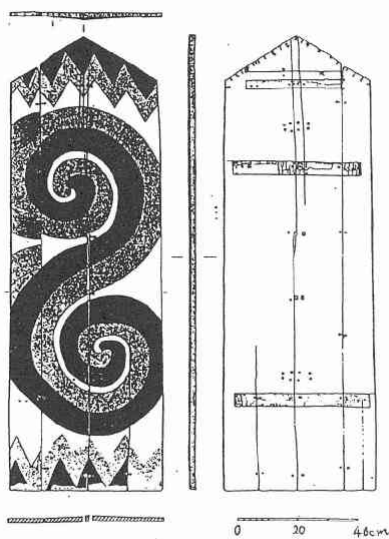
隼人が吠声を発して先払いをすることにもなつていた。

つぎに、大嘗会では隼人は独特の歌舞を演じることになつていた。大嘗会だいじょうえは天皇即位後の最初の新嘗にいじょうの祭り(天皇が神に新米を供える一二月の行事)であり、天皇一世一度の大祭である。そのような場で、隼人は新しく位についた天皇に対し、あらためて服属の意を芸能で示したのである。そのときの隼人の歌舞には、渦巻文様の楯たてが用いられることになつていた。

『延喜式』(法律書)には、隼人の楯についての記述があつたことから、その存在は知られていた。その実物が昭和三九年(一九六四)に平城宮跡から出土し、ほぼ記述通りの寸法と文様などが確認されている。

新しく位に着いた天皇に対し、隼人があらためて服属の意を歌舞で示すことによつて、天皇は支配者としての地位の永続性を、隼人は被征服民としての不変性を、大嘗会の場で確認するのであつた。

隼人の楯の文様 (平城宮跡出土)



(「平城宮跡発掘調査報告書」(IX) 奈良国立文化財研究所より)

その服属儀礼としての隼人の歌舞奏上は、神話に由来するとされている。すなわち、皇代以前の皇祖ヒコホホデミ（山幸彦）に服属を誓った阿多隼人の祖ホデリ（海幸彦）以来とされており、古い歴史をもつというのである。いわゆる海幸・山幸神話である。八世紀初めにできた『古事記』『日本書紀』に載せられているものである。

2 日向神話の隼人

海幸・山幸神話は、日向神話の一部であり、その日向神話は天孫降臨にはじまる。アマテラス（オオミカミ・ミコトなど神々の尊称は以下省略する）の孫ニニギが天上から降下し、地上世界の統治者になっていくところから話は展開する。

ニニギが降臨した場所は、「竺紫の日向の高千穂」（『古事記』）。「日向の襲の高千穂」（『日本書紀』）であった。高千穂がどこを指すのかは、筑紫（九州）・日向・襲（贈於）などから絞られてくる。そのいっぽうで、この神話がまとめられている時期が天武朝前後の頃であることを考えると、中央政権が南九州の隼人の地域へ勢力を伸張させる時期と一致しているのだ、おのずから明らかであろう。高千穂は霧島山系の峯である。霧島山は日向と大隅の境に位置し、その噴火記事では「大隅国贈於郡曾之峯」と記されている（『続日本紀』延暦七年（七八八））。その曾之峯、すなわち霧島山は南九州の各地から遠望でき、古来隼人の信仰を集めてきた山であった。そこは、隼人が信奉する神が降臨する山である。そこにニニギは降臨したのであり、この神話が造作された背景はきわめて政治的であっ

た。隼人の神話をもとに、中央政権は政治的意図をもって新しい神話を造作したのである。

南九州に降臨したニニギは、土地の豪族の娘（コノハナサクヤヒメ・カムアタツヒメ）と結婚し、誕生したのが海幸彦（兄・ホデリ）、山幸彦（弟・ヒコホホデミ）である。

兄弟はその名の通り、兄は海で魚を捕り、弟は山で猟をしていたが、あるとき弟は海で魚を捕ってみたくなり、兄に無理に頼んで弓矢と釣り具を交換してもらい、海に漁に出かけた。ところが、山幸彦は兄の海幸彦が大切にしていた釣り針を魚に取られてしまった。

兄から釣り針の返却を強く迫られて困った山幸彦は、海辺で悲しんでいると、塩椎の神が現れて、海神の宮に行けばよいと教えられた。山幸彦が教えられた通りに行くと、海神から手厚いもてなしを受け、その娘（トヨタマヒメ）と結婚した。失った釣り針も鯛ののどから見つかった。やがて山幸彦は海神から潮満珠・潮干珠という、海潮の干満が自由にできる二つの珠をもらって地上に帰ってきた。

山幸彦は、この不思議な力を持つ珠で兄の海幸彦を懲らしめたので、それからは兄は弟に従うようになった。その兄は隼人の祖先であり、弟は天皇家の祖先であったから、以後、隼人は天皇に奉仕する守護人・芸能者となった。その守護に用いるのが吠声であり、芸能が隼人の歌舞である、と神話は説明している。

神話は事実に基づくものではないが、天孫降臨にしても、海幸・山幸物語にしても、もともとは隼人の生活を基盤とした伝承であり、信仰であったとみられる。中央政権はそれらを利用して政治的に改変・修飾を加えて、天皇家祖神の地上降臨に組み換えて、日向神話

として定着させたのであろう。また、隼人司に属す隼人の役割の由来としても、それは利用されたのであった。

【参考文献】

中村明蔵『隼人の古代史』二〇〇一年、平凡社新書

第四章 智賀尾神と神位奉授

第一節 智賀尾神と神位

1 従五位上の智賀尾神

『日本三代実録』という六国史（『日本書紀』以下全六つの勅撰の国史）最後の歴史書、貞観二年（八六〇）三月の記事に、『薩摩国従五位上開聞神に従四位下を加ふ』と記した後には、『従五位下志奈毛神、白羽火雷神、智賀尾神、賀紫久利神、鹿兒島神に並びに従五位上を授



智賀尾神社（里岳）

く」とある。さらに続けて「正六位上伊尔色神に従五位下を授く」ともある。

薩摩国の神々に神位（神階）を奉授した記事は他にも見える。たとえば、貞観八年四月、貞観一五年四月などで、前者には紫美神に従五位下、後者では多夫施神に従五位下が奉授されている。このようない連の神位（神階）奉授の記事のなかで、注目されるのは現在郡山町に所在する智賀尾神（神社）が見えることである。

智賀尾神社が神位を昇叙された貞観二年以前に存在したことは、これ以前に従五位下を授けられていたことから確かめられるが、それがどこまでさかのぼるのかは、記録が無く明らかでない。また、その後の変遷についても、詳しくはわからない。ところが、江戸時代の天保年間後半（一八四〇年代）に成立した『三国名勝図会』には、この神社のことらしい記事があり、絵図も入っている。

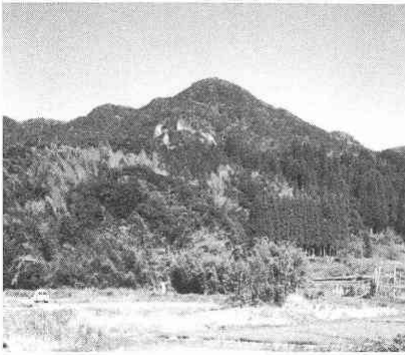
2 智賀尾神社の遷座

『三国名勝図会』によると、神社の名称は「智賀尾六所権現社」となっており、地頭館（当時は伊集院郷に属す）の丑寅の方（北東）二里許り、嶽村に所在している。祭神は陽神六座・陰神六座ですべて一二座、しかし神名や勧請年歴については、「詳ならず」とある。いっぽう、伝承によると、もとは嶽村北部の上宮岳に祭られていたが、のち嶽村の餅川上の岡に遷座、そこで野火による火災で焼亡、その後、嶽村に移ったことになっている。したがって、推測を加えると、上宮岳から餅川上の岡（餅ヶ岡）、さらに平地の集落近くに

移動したとみられ、山宮から里宮への変遷であろう。その変遷が火災によって加速したものであろうか。

山宮は、天上から降臨する神の鎮座・祭祀の場として本源的である。その点では山宮が本社である。ところが、人々が祭の場を山麓あるいは村里に求めるようになる、里宮が設けられるようになる。里宮は、いわばお旅所である。そのお旅所が、やがて本社化して行くようになる、山宮は形骸化してくる。そのような変遷が、智賀尾神社にもみられるようである。上宮岳の「上宮」とは山宮の所在地に基づくのではなからうか。

そのような変遷の過程でも、この神が神之川沿いに祭られていることは重要であろう。「智賀尾」は、おそらく地名に由来するのであろうが、それが上宮岳を一流流とする神之川と密接に関連することはいまでもなからう。川名に「神」を冠するこの河川は、流域の人々の農作物を豊かにする神威を感じさせる存在であった。また、いつぼうでは、神の怒りは洪水となり、種々の水害をもたらした。そこでは人々はその神威に恐れおののいた。



上宮岳

第二節 神位奉授と南九州

智賀尾神など南九州の神々への神位（神階）奉授がなぜ行われたのか。その歴史的背景について考えてみたい。

神の信仰は、本源的にはその地域の人々の信仰であり、在地宗教の一形態という性格をもっている。そのような神に、中央政権は位階を奉授し、その位階にはランクが伴っていた。そのような神位奉授は、中央政権による在地宗教への介入であり、政権側の宗教的価値観に基づく規制という側面をもつことは否定できない。

中央政権は、その武力・権力によって各地域を制圧、あるいは同盟を結び、その支配勢力を地域に伸張させてきた。また、律令を主とする法制を整備することによって、その勢力を維持しようとしてきた。しかし、その支配は主に「もの」の世界であった。各地域の人々の精神世界を支配することは容易ではなかったのである。

そこで中央政権は、七世紀末以後の律令国家形成・確立期から各地域への勢力伸長過程それぞれにおいて、外来宗教による教化を計ってきた。当初は仏教・儒教による教化である。それを阿多（薩摩半島）・薩摩国の状況の推移から見ると、つぎのようである。

この地域に仏教が公伝されたのは持統六年（六九二）閏五月のこととて、筑紫大宰（大宰府の前身）を通じてであった。その目的は、仏教による隼人の教化であった。当時の仏教には、「鎮護国家」が期待されていたから、その一環として隼人の地域にもこの思想の浸透がはかられたのであり、隼人が律令国家の施策に順応することが求められたものとみられる。

ついで、八世紀前半には『薩摩国正税帳』にみられるように(第二章第二節参照)、薩摩国に一人の僧侶が常住していた。このことは国分寺創建以前から薩摩国に仏教が根を下ろしつつあったことを示している。また、毎年春・秋には孔子を祭る積奠せきてんの行事も行われ、儒教も定着しつつあった。しかし、これらはいずれも国庁の行事として記録された、いわば地域の支配者層の状況であって、それを一般居住民の隼人の世相と受けとめることはできないであろう。仏教・儒教は外来宗教であり思想であったから、また地域の支配者層による政治方策の手段であったから、在地信仰の枠外にあって、入り込みやすい側面があったとみられる。ところが、地域に根付いていた神観念、在地宗教への介入・規制となると、そこには政



『三国名勝図会』

権・国家の施策と地域社会の宗教との衝突が予測されよう。そのような予測・予断に配慮しつつ、つぎに在地の神の信仰とその変遷をみてみたい。

地域に根付いた神は、そこに住む人々の生活と密着していた。端的にいえば、住民をとりまく自然である。山・川・海・井泉・叢林などであり、天空の太陽・月・星・雷などであり、さらには、地震・風・雨であった。それらに異変がおれば、住民の生活に異常をもたらす。したがって、住民をとりまく自然の一つ一つのものや現象が神であり、信仰の対象であった。神位奉授に預かった南九州・薩摩の諸神が、地域名を冠していることはそれをよく示している。

ところが、じつは八世紀の後半になると、南九州のこれらの神のあり方に変化が生じていたことが記録から推測できる。それは天平宝字八年(七六四)一二月のことであった。『続日本紀』によると、「大隅・薩摩両国之堺」で噴火があり(桜島か)、「甕嶋信尔村之海」に砂石おのずから集まり、三つの島が化生した。また、この噴火のために民家六二区と八十余人が埋もれたとある。この状況と被害からみても、相当大規模な噴火であったことが知られる。なお、「甕嶋」は「鹿兒島」であり、地名としてのカゴシマが文献に見える最初である。

この記事に関して、さらにつきのようない記事がある。まず、天平神護二年(七六六)六月に、「大隅国神造新島、震動して息まず」とあり、先の噴火で化生した三島を神造新島と呼んだらしいことがわかる。ついで、宝龜九年(七七八)一二月には「大隅国海中に神有りて島を造る。その名を大穴持おほなもちという。ここに至りて官社と為す」

とある。

この一連の記事は、古代人が神をどのように観念していたかを知る一つの手がかりとなる。すなわち、噴火は神の仕業であり、その神が新しい島を造ったというのである。その神に名をつけ、律令国家が管轄する官社にもしている。ところで、大穴持神とはどのような神であろうか。

大穴持は大穴牟遲・大汝牟遲なども表記され、出雲神話の大国主神ぬしのかみと同一とされている。『出雲国風土記』では「所造天下大神大穴持命」と神名表記される。大国主神の名義も、偉大な国土の主であるから、国土を造った主として崇められていたとみられる。その神が南九州に出現し、島を造ったと考えられたようである。

律令国家は、南九州で新しい島を造出した大穴持神を官社として祭祀することによって、造島神すなわち大穴持神を崇敬し、活火山活動の鎮静化を祈願したのである。しかし、そこには律令国家の政策的意図も読みとれそうである。というのは、それまでの在地神に対する地域的信仰に、外来神を導入して国家の管理下に組み入れようとする意図である。そこには、のちの神位奉授に繋がる前段階における在地宗教への国家の介入が見えてくる。

噴火を神の仕業とする例は、南九州では開聞岳の噴火でも見られる。開聞岳は貞観一六年（八七四）と仁和元年（八八四）に噴火したことが『日本三代実録』に記録されている。このうちの貞観一六年七月二日の記事には、つぎのようにある。

薩摩国従四位上開聞神の山頂に火ありて自ら焼く。煙薫天に満つ。灰砂、雨の如し、震動の声（音）、百余里に聞こゆ。社に

近き百姓、震え恐れて精を失ふ。之を耆龜（占い）に求むるに、神封戸を願ひ、及び神社を汚穢す。よりにて此の祟りを成すと。勅して封二十戸を奉る。

この記事によると、開聞岳はそれ自体が神であり、その神の怒りが噴火となった。そこで、占いによって神意を確かめたところ、神が封戸（財政援助をする戸）を求めて崇めていたことがわかった。そこで、その神意に添うように勅命によって封戸二〇戸を奉って、神の怒りを鎮めようとしたのであった。

開聞岳噴火記事は他にも見られるが、この記事によっても古代の人々が噴火をどのように考えていたかがわかるであろう。古代の南九州の噴火記録は、前出の桜島、そしてここに挙げた開聞岳、さらに霧島山の噴火がある。霧島山では延暦七年（七八八）三月に噴火があり、火炎が上昇し砂が降った。峯の下五・六里に黒い砂石が二尺（約六〇センチ）ばかり積もったとある。（『続日本紀』）。霧島山周辺には、この山を神として祭る神祠がいくつかあったので、それらの神祠で神の怒りを鎮める祭祀が行われたとみられるが、その記録は残されていない。以上が、八世紀の地域神の大まかな動向である。

九世紀になると、前述したように各地域神への神位奉授が見られるようになる。それは全国的な傾向でもあり、その動きが南九州にも波及したとみてよい。ただ、南九州でも薩摩・日向二国には神位奉授が見られても、大隅国ではその例が見出せないことは、きわめて特徴的である。『延喜式』（神名）によると、大隅国府周辺には大穴持神をはじめ、鹿兒島神・韓国宇豆峯神・宮浦神などの神社が集まっているので、とくにその必要が強くはなかったことも考えられ

る。神位奉授が、この時期には国司の申請によることが多いので、国司の恣意に左右されることもあったとみられる。とりわけ薩摩国の場合をみると、神位奉授された神社が国内の北から南まで分布しており、分散している（分布図参照）。したがって薩摩国司は国内の神々を政治的に掌握するためにも、神位奉授を申請して、その配下に置こうとする意図があったと考えられる。

ところで、薩摩国内で神位奉授にあずかった諸神に冠せられた神名をみると、先に智賀尾神で略述したように、在地の地名に基づくとみられるものがほとんどである。とりわけ山・丘陵などの名に由来するものが大半で、いわば山岳神に由来するとみられる。

山岳は神が降臨する場であり、その山岳は山麓の平地で

薩摩国の神位奉授神の分布

	神名	所在地(旧地名)	(最高)位階
1	賀紫久利神	出水市	正五位上
2	紫美(尾)神	高尾野町・鶴田町	従五位下
3	白羽火雷神	川内市	従五位上
4	志奈尾(毛)神	川内市	従五位上
5	智賀尾神	郡山町	従五位上
6	伊尔色神	鹿兒島市	従五位下
7	鹿兒島神	鹿兒島市	従五位上
8	多夫施神	金峰町	従五位下
9	開聞神	開聞町	正四位下



生活する人々に水をもたらす。水が人々の生命保持に重要で欠くべからざるものであることはいうまでもないが、農耕とも密着している。智賀尾神が「神之川」の流れと深く結びれていることを想起すると、その関係は明白であろう。人々の生命と生活を守ってくれるのが山岳であり、そこに降臨する神であった。地域神が信仰されるのは自然の成り行きでもあった。その地域神を侮り、軽んずるようなことがあると、神は火を噴き、怒りを露わにするのである。それは、先の開聞岳の噴火の記録がよく示している。

やや異色な神は、白羽火雷神である。このような「火雷神」の例は各地に散在する。たとえば、山背(山城)国乙訓郡の火雷神については、大宝二年(七〇二)七月に「雨を祈る」と靈験があると記述されている(『続日本紀』)。この神は、いまでも京都府長岡京市に乙訓神社として祭られている。したがって、火雷神も水と深い関係があり、本源的には山岳神に近い性格をもつと考えられる。

ついで一一世紀になると、『大隅国神階記』が書かれていた。天喜二年(一〇五四)に大宰大弐源資通らによって成ったとされているが、残念ながら肝属郡(四九神)・馭謨郡(屋久島(一三神)・熊毛郡(種子島(三〇神))の三郡の部分しか残存していない。しかし、この三郡だけでも九〇神以上が神位奉授されていることから、九世紀までの状況とはかなり変遷していることがわかる(『神道大系 神社編一 総記(上)』)。その全貌については不明な点が多いので、ここでは紹介するにとどめたい。

《コラム》 国司による神階奉授

都から各国に赴任して、四年前後の間、その国の政治にあたる国司は、着任後、その国の神を参拝する「神拝」を行うのが例となっていた。

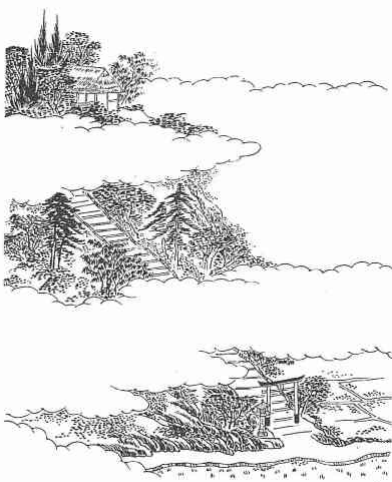
また、毎月の朔日（二日）には国司が国内の有力な神々に幣帛（へいぼく）を奉獻する習わしもあった。幣帛とは、白い絹布を捧げる意であるが、奉獻物の総称でもあったから、多種・多様な物品が供えられたとみられる。このような朔日の幣帛を「朔幣（さくへい）」という。

『今昔物語集』につきのような話が載せられている（巻十九）。今は昔、陸奥守（むつ）になった平惟叙（これのな）という人がいた。惟叙は任国にはじめて下ると、国内の所々の神に神拝を行ったが、ある社が荒廃しているのを見て、側近の者に尋ねると、すでに荒れはてて二〇〇年ばかりもなるといふ。そこで、藪を切り払い郡司に命じて社を大きく造らせ、朔幣にもお参りするようにした。さらに、国庁に備えられている「神名帳（じんみょうちょう）」にも加え、国内の有力神として登録した。

同書に載せられている後日譚によると、その神の靈験は、惟叙の任期の間には現れなかったが、やがて神の礼意は彼を常陸守（ひたち）に任ずる助力になって現れたという。

この話に出てくる平惟叙が陸奥守になったのは、平安時代中期の九九〇年頃であった。したがって、この頃には国司が着任すると、まず地域の有力神に神拝を行い、朔幣が毎月行われ、国ごとに神名帳が備えられていたことがわかる。ところが、神拝・朔幣などが奈良時代までさかのぼることは推測可能ではあっても、文献・記録から見出すことは現在のところできない状況である。

しかし、国司が都から赴任して、任国に入ることは、いわば地域神の領域に足を踏み入れることであつたから、地域神に礼を尽くす必要があり、また地域住民との融合を計るうえからも不可欠な行事として、神拝・朔幣は次第に定着していったのではないかとみられる。とすると、この行事が奈良時代にはさかのぼることも十分あり得るし、その先駆的事例は、それ以前にあつても不自然では



志奈尾（毛）神社（『三国名勝図会』）

ないであろう。

ところが、平安時代前期の九世紀中頃から国司による神位奉授申請の例が見出され、一〇世紀末には国司に神位奉授を請け負わせることが多くなると、地域の神々は神位を望んで、国司におもねる傾向がみられるようになった。

この傾向が強まると、地域の神は政治的に統制されやすい方向に変容していくことになる。薩摩国の諸神に神位が奉授されたのは、そのような地域神の変容と、その過程の様相とみることができる。



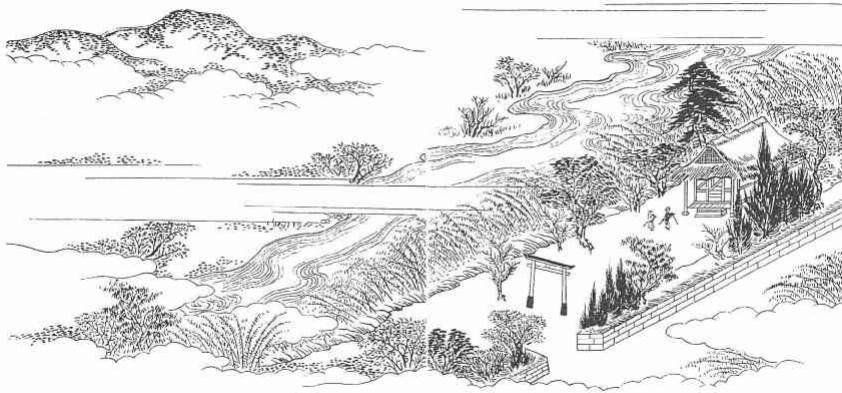
加紫久利神社 (『三国名勝図会』)

それでも、薩摩国の諸神の神位は四位ないし五位にとどまっている。西海道(九州)でも北部・中部の諸神では、さらに上位の例が見出される。筑前の宗像神は従一位、筑後国の高良玉垂神も従一位、肥後国の健甞龍神は正二位であったし、豊前国の八幡宇佐神にはすでに八世紀に一品ほんが奉授されていた。品位は親王(皇族)に授与されるものであり、特例といえよう。

薩摩国の諸神への位階奉授は、広い視野から検討する必要がある。

(コラム内の図

版は智賀尾神社とともに神位奉授された神社。本編第四章参照)



白羽神社 (『三国名勝図会』)

